

J E S C O 事業所内での廃安定器の仕分けの実施について

1. 背景及び現状

当社のこれまでの調査や当社に寄せられた情報等により、保管されている廃安定器の中にはPCBを使用した安定器ではない「PCB不使用安定器」、及びPCBを封入したコンデンサー部分を安定器本体部分から安全に取り外せる「コンデンサー外付け型安定器」が一定量混入していることが分かっている。

廃安定器については、まずは保管場所での仕分け（「PCB不使用安定器」の分別及び「コンデンサー外付け型安定器」からのコンデンサー部分の取り外し）を周知・徹底し、高濃度PCB廃棄物以外のものを取り除き、J E S C O 処理対象物の適正化を図ることが極めて重要となる。

このため、弊社では、保管事業者向け説明会の他、国又は自治体による各種会議（早期処理関係者連絡会、広域協議会等）、電気保安協会等のセミナー等の場を活用し、保管場所での仕分けの必要性、手順、処理費用削減効果などについてご説明し、ご理解とご協力をお願いしている（参考資料1）。また、保管現場での仕分け率向上等を図るため、本年2月より、保管現場での仕分け実施の有無、実施者名、削減量等を搬入荷姿登録申請書に記載いただくよう様式を変更することとしている。

なお、既に弊社に搬入荷姿登録申請を済ませ、今後弊社と処理委託契約を締結する予定となっている保管事業者については、弊社が実施する当該申請書類の内容確認作業により処理料金の減額効果が見込めると判断した場合等は再仕分けをご要請させていただいており、これまでも幾つかの保管事業者にはご対応頂いている。

しかし、このような取り組みを進め、保管事業者への周知・徹底を図ってもなお、仕分けによる処理費用削減のメリットが生じにくい少量保管事業者や既に搬入荷姿登録を完了している保管事業者などについては、仕分けの徹底は難しい面がある。

このため、保管現場で廃安定器の適正な仕分けが行われなまま J E S C O 事業所に搬入される場合がある。

2. 事業所内での仕分けの実施

このため、保管場所での仕分けを補完する必要があるため、また、廃安定器の仕分けに関する知見・情報も充実してきていることから、弊社PCB処理事業所では、廃安定器の事業所内仕分けを実施することとした。

現在、事業所内仕分けの推進に向けて、必要な設備改造、人員体制構築等必要な仕組みづくりを進めている。

北九州PCB処理事業所においては昨年12月中旬から暫定的に事業所内仕分けを開始し（参考資料2）、また、北海道PCB処理事業所においては、来年度からの開始を目指して検討中。

J E S C O としては、廃安定器の事業所内仕分けを実施することにより、J E S C O 処理対象物の適正化を図ることとし、ひいてはPCB廃棄物の早期処理の実現を目指すものとする。